

令和 2 (2020) 年 2 月 17 日

栃木県環境審議会
会長 山田 洋一 様

栃木県環境審議会温泉部会
部会長 大塚 一夫

温泉をゆう出させることを目的とする土地の掘削許可申請等に対する意見について（報告）

令和 2 (2020) 年 1 月 15 日付けで栃木県知事から諮問を受けた「温泉をゆう出させることを目的とする土地の掘削許可申請等に対する意見」について、下記のとおり温泉部会を開催し、別添のとおり答申しましたので報告します。

記

1 開催日時

令和 2 (2020) 年 2 月 17 日（月） 午後 2 時から午後 3 時まで

2 開催場所

宇都宮市昭和 1 丁目 1 番 20 号 栃木県庁 本館 9 階会議室 3

3 出席者（7 名、各五十音順）

- (1) 委員 稲野秀孝、大塚一夫、小菅美智子、荘司円香
- (2) 専門委員 相田吉昭、阿久津勉、藤本亨

4 審議結果

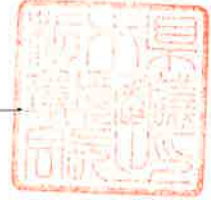
申請者	申請地（市町村）	申請内容	審議結果
株式会社ランドビジネス	那須塩原市	掘削	許可答申
株式会社 DNP ファシリティサービス	那須塩原市	動力装置	許可答申

令和2(2020)年2月17日

栃木県知事 福田 富一様

栃木県環境審議会

会長 山田 洋一



温泉をゆう出させることを目的とする土地の掘削許可申請等に対する意見について

令和2(2020)年1月15日付け葉第712号にて諮問を受けた「温泉をゆう出させることを目的とする土地の掘削許可申請等に対する意見」について、当審議会は、慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

第1号議案

那須塩原市木綿畑字川原2263番3 山林内の温泉掘削について
申請者 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング
株式会社ランドビジネス

本件は、那須塩原市木綿畑字川原2263番3 山林内に温泉を掘削し、浴用に供するものであり、特に支障ないと判断されるため、許可答申とする。

第2号議案

那須塩原市塩原字福渡1228番 動力装置の設置について
申請者 東京都新宿区市谷鷹匠町2番地
株式会社DNPファシリティサービス

本件は、那須塩原市塩原字福渡1228番の源泉「塩原グリーンビレッジ5号源泉」に動力装置を設置して、宿泊施設利用者の浴用に供するものであり、特に支障ないと判断されるため、許可答申とする。

葉第712号
栃木県環境審議会

温泉法（昭和23年法律第125号）第32条の規定により、下記の温泉をゆう出させることを目的とする土地の掘削許可申請等に対する意見について、諮問します。

なお、答申は、令和2（2020）年2月28日までに提出願います。

記

議題 別紙一覧表のとおり

令和2（2020）年1月15日

栃木県知事 福田 富



○土地の掘削の許可申請一覧

2020/2/17

No.	申請者	申請地点	温泉利用の目的	掘削深度	掘削口径	掘削地所有の別	備考
1	株式会社ランドビジネス 代表取締役社長 井出 豊	那須塩原市木綿畑字川原2263番3	既存の宿泊施設「ヴェーダの森那須」内での浴用に供するため、新規に温泉を掘削する。	1,800m	311.2mm	自己所有地 (地目:山林)	

○動力の装置の許可申請一覧

2020/2/17

No.	申請者	申請地点	動力装置の目的	動力出力	ポンプ種類	備考
1	株式会社DNPファシリティ サービス 代表取締役 柳 拡	那須塩原市塩原字福渡1228番	新規掘削した源泉の自噴量が少ないため、新規に動力を設置し、レジャー施設の温浴に供する。	7.5kw	深井戸用 水中ポンプ	H29.10.24 掘削許可

令和2(2020)年6月15日

温泉をゆう出させることを目的とする土地の掘削等について

○ 温泉部会の専決事項である「温泉法の規定により審議会の権限に属された事項」について、栃木県知事から意見を求められ、答申したので報告する。

資料 2-2

○ 「温泉をゆう出させることを目的とする土地の掘削許可申請等に対する意見」について、4ページのとおり、令和2(2020)年1月15日付けで栃木県知事から諮問を受け、令和2(2020)年2月17日に開催した温泉部会で当該諮問2件について審議を行い、資料のとおり答申した。

○ 審議の概要については、1ページ報告書の「審議結果」のとおり。

○ 1件目は、株式会社ランドビジネスからの「土地の掘削の許可申請」について、那須塩原市木綿畑字川原2263番3に温泉をゆう出させるために土地を掘削し、既存の施設に温泉を供給するものである。

○ 2件目は、株式会社DNPファシリティサービスからの「動力装置の許可申請」について、那須塩原市字塩原字福渡1228番の源泉「塩原グリーンビレッジ5号源泉」に動力を装置し、レジャー施設の浴用に温泉を供給するものである。

○ 温泉部会においては、2件の申請について、周囲源泉の状況や適正揚湯量の判断等慎重に審議した結果、許可答申することに決定した。

(3ページ答申書のとおり)

以 上